4　施行令第二十七条の四第十四項の規定の適用を受けようとする法人が同項の書類に前項第一号ヘ又は第二号ニに掲げる金額として記載する分割等（分割、現物出資又は現物分配をいう。以下この項において同じ。）に係る分割法人等（同条第十四項に規定する分割法人等をいう。以下この項において同じ。）の各事業年度の移転試験研究費の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額がある場合には、当該金額と同じ金額としなければならない。

一　当該法人が当該分割等に係る分割承継法人等（施行令第二十七条の四第十四項に規定する分割承継法人等をいう。）である場合において、当該分割等に係る分割法人等が当該分割等について同項の規定の適用を受けるとき　当該分割法人等が同項の書類に記載する当該各事業年度の移転試験研究費の額

二　当該法人が当該分割等について施行令第二十七条の四第十四項の規定の適用を受けようとする事業年度の修正申告書又は更正請求書を提出する場合において、既に提出した当該事業年度の確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に添付した同項の書類に当該各事業年度の移転試験研究費の額の記載があるとき　当該書類に記載した当該各事業年度の移転試験研究費の額

三　当該法人が当該分割等について施行令第二十七条の四第十四項の規定の適用を受けようとする事業年度前の事業年度で当該分割等について同項の規定の適用を受けた事業年度がある場合において、その適用を受けた事業年度の確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に添付した同項の書類に当該各事業年度の移転試験研究費の額の記載があるとき　当該書類に記載した当該各事業年度の移転試験研究費の額

第二十条第五項から第十六項までを削り、同条第十七項中「第二十七条の四第二十六項第一号」を「第二十七条の四第十八項第一号」に、「同条第二十八項第一号ハ(2)」を「同条第二十項第一号ハ(2)」に、「第二十七条の四第三十項」を「第二十七条の四第二十二項」に、「第二十七条の四第二十八項第六号」を「第二十七条の四第二十項第六号」に、「同条第二十八項第五号イ」を「同条第二十項第五号イ」に、「第二十七条の四第二十八項第五号ロ」を「第二十七条の四第二十項第五号ロ」に、「第二十七条の四第二十八項第五号ハ」を「第二十七条の四第二十項第五号ハ」に改め、同項を同条第五項とし、同条第十八項中「第二十七条の四第二十四項第二号」を「第二十七条の四第二十四項第二号」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　施行令第二十七条の四第二十四項第三号に規定する財務省令で定める要件は、研究開発型新事業開拓事業者（経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第二条第三号に掲げるものをいう。）であること（当該新事業開拓事業者（同項第三号に規定する新事業開拓事業者をいう。）と共同して行う試験研究又は当該新事業開拓事業者に委託する試験研究に係る法第四十二条の四第十九項第一号に規定する試験研究費の額が生じた事業年度の確定申告書等に当該新事業開拓事業者に係る国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第四条第四項の規定による経済産業大臣の証明に係る書類の写しとして当該新事業開拓事業者から交付を受けたものの添付がある場合に限る。）とする。

第二十条第十九項を削り、同条第二十項中「第二十七条の四第三十二項第三号に規定する財務省令」を「第二十七条の四第二十四項第三号に規定する財務省令」に改め、同項第三号中「第二十七条の四第三十二項第三号」を「第二十七条の四第二十四項第三号」に、「新事業開拓事業者等」を「特定新事業開拓事業者」に、「第三十三項第三号及び第二十六項」を「第二十一項第三号及び第二十八項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第二十一項中「第二十七条の四第三十二項第四号」を「第二十七条の四第二十四項第四号」に改め、同項第一号中「から科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」を「（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律別表第三に掲げる法人をいう。以下この項において同じ。）から同法」に改め、「役員」の下に「（取締役、執行役、会計参与及び監査役をいう。次号及び第三号において同じ。）」を加え、同項を同条第九項とし、同条第二十二項中「第二十七条の四第三十二項第四号」を「第二十七条の四第二十四項第四号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第二十三項中「第二十七条の四第三十二項第四号に規定する財務省令」を「第二十七条の四第二十四項第四号に規定する財務省令」に改め、同項第二号中「第二十七条の四第二十四項第四号」を「第二十七条の四第二十四項第二号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第二十四項中「第二十七条の四第三十二項第五号に規定する財務省令」を「第二十七条の四第二十四項第五号に規定する財務省令」に改め、同項第三号中「第二十七条の四第二十四項第五号」を「第二十七条の四第二十四項第六号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第二十五項中「第二十七条の四第三十二項第六号」を「第二十七条の四第二十四項第六号」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第二十六項中「第二十七条の四第三十二項第八号」を「第二十七条の四第二十四項第八号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第二十七項中「第二十七条の四第二十四項第九号」を「第二十七条の四第二十四項第九号」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第二十八項中「第二十七条の四第二十四項第九号」を「第二十七条の四第二十四項第九号」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第二十九項中「第二十七条の四第三十二項第九号」を「第二十七条の四第二十四項第九号」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第三十項中「第二十七条の四第二十四項第十号イ」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第三十二項中「第二十七条の四第三十二項第十号ロ」を「第二十七条の四第二十四項第十号」に改め、同項第三号中「新事業開拓事業者等」を「特定新事業開拓事業者」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第三十四項中「第二十七条の四第二十四項第十一号」を「第二十七条の四第二十四項第十一号」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第三十五項中「第二十七条の四第三十二項第十二号」を「第二十七条の四第二十四項第十二号に規定する財務省令」に改め、同項第三号中「第二十七条の四第二十四項第十二号」を「第二十七条の四第二十四項第十二号」に、「第三十八項第九号」を「第二十六項第九号」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第三十六項中「第二十七条の四第三十二項第十三号に規定する財務省令」を「第二十七条の四第二十四項第十三号に規定する財務省令」に改め、同項第一号中「第二十七条の四第三十二項第九号」を「第二十七条の四第二十四項第九号」に、「第三十九項」を「第二十七項」に改め、同項第二号中「第二十七条の四第三十二項第九号」を「第二十七条の四第二十四項第九号」に、「第三十九項」を「第二十七項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第三十七項中「第二十七条の四第三十三項第一号」を「第二十七条の四第二十五項第一号」に改め、同項第一号中「第二十七条の四第二十四項第一号イ」を「、同項第一号ロ」に、「）」を「）又は福島国際研究教育機構理事長が」に改め、同項第二号中「第二十七条の四第二十四項第七号」を「第二十七条の四第二十四項第七号」に、「又は国立研究開発法人の長」を「、国立研究開発法人の長又は福島国際研究教育機構理事長」に改め、同項第三号中「第二十七条の四第三十二項第十四号」を「第二十七条の四第二十四項第十四号」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第三十八項中「第二十七条の四第三十二項第二号」を「第二十七条の四第二十四項第二号」に改め、同項第一号中「第二十七条の四第二十四項第三号」を「第二十七条の四第二十四項第三号」に、「新事業開拓事業者等」を「特定新事業開拓事業者」に改め、同項第三号中「第二十七条の四第二十四項第四号」を「第二十七条の四第二十四項第四号」に改め、同項第四号中「第二十七条の四第三十二項第五号」を「第二十七条の四第二十四項第五号」に改め、同項第五号中「第二十七条の四第三十二項第八号」を「第二十七条の四第二十四項第八号」に改め、同項第六号中「第二十七条の四第三十二項第九号」を「第二十七条の四第二十四項第九号」に改め、同項第七号中「第二十七条の四第三十二項第十号」を「第二十七条の四第二十四項第十